

# スマートフォンや携帯電話に身に覚えのない請求メールが届いたことはありませんか？



## 事例1

突然、スマートフォンに知らない業者から「有料コンテンツ料金」請求メールが届いた。「今日中に連絡しないと裁判する」と書かれ、電話番号が記載されている。どうしたらよいか？

## 事例2

携帯電話に知らない業者から「有料コンテンツ未払い料金案内」というメールが届いた。契約した覚えもなければ、コンテンツ利用の覚えもない。「電話するように」と書かれていたので、電話をしたら名前を聞かれ「有料コンテンツ料金の未払金が30数万円あります。すぐにコンビニから振り込むように。振り込みしないと裁判になる」と言われ、不安になった。どうしたらよいか。

スマートフォンや携帯電話、パソコンなどにこのような利用した覚えのない料金を突然請求される「架空請求」に関する相談が、茨城町でも多く寄せられています。「心当たりがない場合は、こちらへ電話をしてください」や「今日中に電話しないと裁判になる」などと不安をあおるような内容が書かれていても、絶対に連絡してはいけません！

この他にもアダルトサイトで無料だと思いクリックしたところ、いきなり料金請求画面が出る「ワンクリック詐欺」などがあります。

いずれの場合も契約した覚えのない料金は支払いをする必要はありません。また、個人情報知られてしまう危険性もあるので、自分から連絡しないでください。心配なときには、消費生活センターにご相談ください。

【問合せ先】茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)

「きらりキューピット相談支援センター」開設日時・場所の変更のお知らせ

当センターは、結婚を希望する单身男女に登録していただき、相談及び出会いの機会をお手伝いするためのセンターです。相談員がお待ちしておりますので、支援を希望する本人やご家族など、どなたでもお気軽にご相談ください。これまで、毎週火・木曜日に中央公民館大ホール(体育館)事務室で開設しておりましたが、以下のとおり変更します。

○開設日時 毎週水曜日 午後5時から午後7時まで  
○開設場所 茨城町役場 社会福祉課(3番窓口)

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029(240)7112 (直通)

小中学校の下校をお知らせする無線放送について

今年度も、子供たちの声により小中学生の下校をお知らせする「防災いばらき」の無線放送を実施します。昨年度に引き続き、毎週火曜日学区ごとに、時間帯を分けて行います。今後、下校時における子供たちの安全を確保するため、地域の皆様のご理解をお願いいたします。

【問合せ先】学校教育課 ☎ 029(240)7121 (直通)

ご利用ください！茨城町消費生活センター「出前講座」

全国的に被害が絶えない様々な悪質商法。茨城町でも二セ電話詐欺などの被害が後を絶ちません。オレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求詐欺は高齢者の被害が多く、被害金額も高額になっています。

そこで、茨城町消費生活センターでは、出前講座(啓発講座)を行っています。

例えば：  
 ◎二セ電話詐欺に遭わないための未然防止対策について  
 ◎訪問販売や点検商法の被害に遭わないための注意点について  
 ◎クーリング・オフについて(適用される内容やハガキの書き方など)  
 ◎事業者と消費者の契約のトラブルについて  
 ◎多重債務について  
 など、様々な消費者被害の未然防止や暮らしに役立つ情報を皆様にお届けします。

この他にも、ご要望に応じて様々な内容の啓発講座を行いますので、まずはお気軽にご相談ください。

ぜひ、地域や団体の会合などにご利用ください！

【講座についてのお申込み・問合せ】町民協働課 ☎ 029(291)8802 (直通)  
 【消費生活に関する相談】茨城町消費生活センター ☎ 029(291)1690 (直通)

# 茨城町不妊治療費助成制度のお知らせ

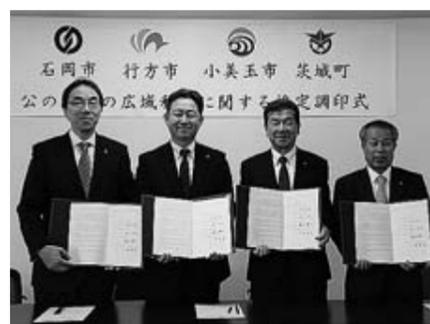
国の制度改正にあわせ、平成26年度・27年度は移行措置期間とし、平成28年度から新制度に変わります。また、平成28年度(平成28年4月1日以降)に開始した治療から、1回あたりの助成額を上限150,000円に増額し経済的負担の軽減を図ります。

平成26年3月31日まで 【現行制度】	平成26年度から平成27年度まで 【新制度への移行措置】	平成28年4月1日から 【新制度】
・初年度は年3回まで ・2年度目以降は年2回まで ・通算5年間 ・通算10回まで ・年齢制限なし	①平成26年度以降に初めて助成を受ける方 39歳以下の方 ・43歳になるまで通算6回まで ・年間回数制限なし 40歳以上の方 ・初年度3回まで ・2年度目以降は年2回まで ②平成25年度までに助成を受けている方 ・年2回まで(現行制度を適用)	39歳以下の方 ・43歳になるまで過去の申請回数を含めて通算6回まで ・年間回数制限なし 40～42歳の方 ・43歳になるまで過去の申請回数を含め通算3回まで ・年間回数制限なし ※43歳以上の方は助成対象外となります

※年齢は、助成制度における治療開始日時時点の年齢です。  
 ※茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けている方が町の助成対象となります。  
 ※詳しくは、健康増進課までお問い合わせください。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)

【問合せ先】企画政策課  
 ☎ 029(215)8003 (直通)



協定調印式(左から) 石岡市 今泉市長、行方市 鈴木市長、小美玉市 島田市長、茨城町 小林町長

茨城町と石岡市・行方市・小美玉市の4市町間において、地域内住民の利便性の向上と交流の促進を図ることを目的に、3月29日「公の施設の広域利用に関する協定」を締結しました。

これにより、これまで施設利用の対象者を施設の所在する住民に限っていたり、住民以外は割増料金を徴収していたものを、この4市町に住所を有する方であれば、施設の所在する市町の住民の方と同じ条件で利用することができるようになりました。

これを機会に、ぜひ、各施設をご利用ください。

## 公共施設の広域利用ができます

所在市町村	広域利用対象施設名
石岡市	八郷総合運動公園、石岡小学校温水プール、朝日スポーツ交流施設、海洋センター、中央図書館、ふれあいの里石岡ひまわりの館
行方市	麻生運動場、北浦運動場、玉造運動場、玉造B&G海洋センター、図書館
小美玉市	希望ヶ丘公園、玉里運動公園、小川運動公園、小川B&G海洋センター、玉里B&G海洋センター、小川図書館、玉里図書館、やすらぎの里小川
茨城町	茨城町運動公園、図書館(総合福祉センター「ゆうゆう館」内)

※各施設の詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。